国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 191

211384
昭和2年9月16日

第一第二ノ両軍ハ既ニ七案ノ豫
定ノ如ク籌畫悉ク當リ三ヶ月
連戰連勝以テ敵兵ノ抵抗ヲ
駆逐シ更ニ進ンテ野緑江ノ諭
ニ九連鳳凰ノ両城ヲ略シ其他ノ
二三ハ金州旅順ノ陥落シテ渤
海ノ鎖鑰ヲ扼シ右ニ其任務ヲ
(而シテ今日天衝ノ実ニ永永凍結セラレタル)
シニ餘ス所ナシ ○時ニ二月 ○此 蓋
○時ニ二月 ○此 其
要地ニ據リ以テ陽春ヲ待タン乎
(今ニ及ヒ)
(時ヲ)
(今日)
(時ヲ)
(女ノ)
(甲案ヲ)
(復用)
シテ第一軍ハ守備ヲ九連城ニ留
メ他ノ力ヲ挙テ奉天ヲ屠リ更
ニ南轉シテ北京ヲ衝キ第二軍
亦守兵ヲ金州半島ニ置キ他

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 191

シテ第一軍ハ守備ノ九連城ノ他ノ力ヲ挙テ奉天ヲ屠リ更
ニ南轉シテ北京ノ衛ヲ第二軍
亦守兵ノ金州半島ニ置キ他
ハ皆海ヲ蹴テ山海関ヲ侵シ歩
ニ沿フテ天津ノ陷ルヲ以テ両軍相
應援セン乎壮則壮ナリト雖
[illegible]何容易ナラン
天寒氷結ノ候ニ向ヒ運輸交通ノ
便利ニスルハ至難ノ業タリ而シテ
敵ノ艦隊黄海ノ一敗ヨリ畏縮シ
テ敢テ出戰スルノ勇ナキカ如シト雖
モ未タ全ク其力ヲ喪失シタルニ非ス
是ヲ以テ第二軍ノ大部分ヲ山海関
ニ輸サントスルトキハ大ニ海軍ノ掩護
ヲ要スルハ彼タ言フ待タ
ノ如シシテ幸ニ其望ヲ達スルヲ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 191

ニ輸サント欲セハ大ニ海軍ノ擁護ヲ要スルハ彼タ言フ待タサル所ナリ此ノ如クシテ幸ニ其望ヲ達スルヲ得ハ清国ハ満廷悉ク騒擾民四ニ起リ土崩瓦解遂ニ無政府トナルヘキハ既ニ中外ノ輿論ノ齊フレテ唱ヒ来ル所ナリ我国今日ニ至ルマテ百方列国ノ干渉ヲ避クルコトヲ好ンスルニ拘ラス列国ハ各其商民ノ保護ヲ上ニ於テ利害ノ関要甚タ密切ナルヲ以テ合同干渉ノ策ヲ施サンコトヲ得ハ勢ニ至ラサルヲ必ス保タリ是豈ニ自ラ我国ノ干渉ヲ招致スルモノニ非ス乎

[illegible]シ支清国ニ[illegible]

ヒ合手海ノ策ヲ施サンニシカスヲ得サル
勢ニ至ラシムヘキヤ必ス多リ是レ豈
ニ自ノ為国ノ手海ノ拓殖ヲ殺ス所ニ非
ス耶 然シ支清国ニ於テハ一点無
政府ノ境遇ニ陥ラシ平我ニ於テ
様延ス待テ彼ノ請ヲ容レテ和ヲ
講センヨリも彼国代表シテ我ト面会
スノ任ニ当ルヘキ対手ハ決シテ之ヲ
拒解シ名清和国ニ迫ニ求ムヘキ
非ス四百餘州ノ霸権ヲ握リ
盟主ト仰ク列国ト立約割地ノ極
端ニ至ルハ却日ヲ難事ニ属セサル
様宜彼ノ降ヲ容レ和平高四ノ
間ニ表使シテ以テ拙ニ
益ヲ収メントスルハ宜ク戦勝ノ利
利害ヲ熟考シ

相宜ク彼ノ降ヲ容レ和平高図ノ
問ニ応ジテ以テ戦勝ノ利
益ヲ収メントスルハ宜ク利害ヲ熟考シ
以テ聖意ニ
日恢ニ事ニ處セサルヘカラス而シテ
列下ノ情勢ニ於テハ唯タ左ノ策
アルノミ 清ノ誠意ヲ信ス
第一第二両軍共ニ其必要ノ守備
ヲ旅順ニ留メ其餘カリ合セテ
別ニ軍ヲ組織シ力勝タ他ノ方法ニ依
ルカハ一ニ当局者ノ所見ニ任セ特ニ措
ク之ノ論セスト雖モ一方ハ宜ク渤海ヲ
渡リテ威海衛ノ居ルヘシ敵ノ小
洋艦隊現ニ其港内ニ在リ而シテ
大艦威海衛ノ衝ニ当ル時ニ非レハ

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 191

之ヲ論セスト雖モ一方ハ宜ク渤海ヲ
渡リテ威海衛ヲ屠ルヘシ敵ノ小
洋艦隊現ニ其港内ニ在リ而シテ
大舉威海衛ヲ衝クノ時ニ非レハ
深ク其術ロニ入ルヲ恐ルヘシ今夫
地兵ヲ以テ其背後ヲ襲ヒ水陸之ヲ
協撃スレハ則彼カ艦隊殘餘
ノ半ヲ捕取スル所以ニシテ且久シク
挑ム戦ハサル敵艦ヲ剿滅スル
捷徑ナリ彼カ戦スル能ハスシテ
ニ我ノ拙舟ニ敗ル可キ理ハ
逆シテ知ルヘカラス假令ヒ拙舟
ルコトヲ得サルモ猶且我水陸兵
ハ東洋艦隊撃摧シテ彼カ海上ノ戦
カヲ減セサルコトヲ得ン又他ノ方

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 191

逆シメ知ルヘカラス假令ヒ猶全ク
ルコトヲ得サルモ猶且我水陸兵
ハ素然撃摧シテ彼カ海上ノ戰
カヲ減セサルコトヲ得ン又他ノ方
ニ於テハ同時ニ臺灣ヲ墨西哥人
而シテ彼港ニ領事ヲ置ク列國
中ノ重港ノ物議ヲ招ク
中ノ重港ノ物議ヲ招ク
ノ日ニ非ス厚ク
キニ非ス
是レ一正ノ勝敗ニ過ギス
列國中偶ミ彼港ニ無延期
乘シテ手ヲ深ク入レトハ者或ハ我軍
ノ右欲ヲ視テ不快ノ念ヲ抱ク
コトアルヘキモ我
ノ直面ヲ妨害
スルニ非ス彼我敵ヲ
ノ係ル

ノ后欲ノ視テ不快ノ念ヲ抱ク
コトアルヘキモ我
ナキ事ハ仮セスト雖
故テ其
道而ノ妨害
スルニ非ス人彼ノ我故ニ治安ノ保護
人民ノ保護
藉
スルニ非ス
素ヨリ
遠国ニテ
清国地我軍ノ
清廉直諫ノ地ノ
席捲シ彼ノ
無
政府ノ境遇ニ陥ラシメ
餘列国
合同ノ干渉ノ来ストロ
論ニ非ス
況ヤ安清ノ
清国ハ戦争ノ
果トシテ我有ニ帰セサルヘカラスト論
ス者
軍艦
旭日
和野ノ
同盟其
シルフルニ於テヤ
為ニ
安清ノ
與ラ以テ
和平
条約ニ
要件ト
為
スニ於テハ先ツ我ニ於テ
兵力ヲ以テ
之ヲ
欲シタルノ後ニ非レハ
彼ノ
之ヲ
割譲セシムル
根
脚
不ナキ

スニ於テハ先ツ我ニ於テハ兵力ヲ以テ
之ヲ鎮シタルノ後ニ非レハ彼ヲシテ
之ヲ割據セシムルノ根脚ヲ
拳ケサセン故ニ小ニ海ノ鎖鑰
ヲ控カルノ切要ナルト共ニ南ニ
清ヲ援ルノ名ヲ付メルニ因
シ清ヲ援ルノ名ヲ信セシムレハ
アラス津天ノ候此両役ヲ畢リ
東海春暖ノ風ヲ待テ清廷
不肖謹テ降ヲ我ニ請フコトナ
クンハ更ニ進ムヲ前日ノ甲案ヲ
決行シ水陸連勝ノ餘勢ヲ以テ
山海関ヲ陷レ天津ニ直ハ
彼ヲ晩シトセス

サンヨウ
参与
大臣
身之官

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 191

決行シ水戸連勝ノ儀等ヲ以テ
山海関ヲ陥シ天津ヲ奪ヒ
彼ヲ晩シトセサル大臣及官
ニ昔現シ故ヲ軍事ニ密ニ
スルニ非スト雖モ事実
間ノ事或ハ徒ニ天位ニ抗シ
カシ靡耗シ假令ハ平
和克復ノ機ヲ失フノ不利ニ陥リ
ル旬ナリ又或ハ三旬ノ久ヤ客地ニ
清坊シ以テ剣ヲ按シ腕ヲ撫シ
ニ出ル暖地氷ノ候ヲ待ツ迄ノ
遑ケシトナリ欲ハンニ心急
事大局ニ関シ

ハルニ非スト雖モ東海
則チ雪或ハ徒ニ天候ニ抗シ
カシ靡耗シ假令得失平
和克復ノ機ヲ失フノ不利ニ陥リ
ル可キナリ又或ハ三旬ノ久ヤ寒地ニ
滞留シ以テ剣ヲ按シ腕ヲ撫シ
ヲ北暖地氷ノ候ヲ待ツ迄ノ
遲ケレトモ欲ハン心急ナルハ
事大局ニ関シ又如何ニ為ス
為ノ又今一斤ノ思案ヲ投
シ以テ当路者一人参考ニ供セ
ン

国立国会図書館　伊藤博文関係文書（その1）書類の部 191